

## 中津市保育士・幼稚園教諭就職等応援金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、保育士等の資格を有し、私立保育所等に保育士等として新たに就職し、及び就労を継続している者に対し応援金を交付することで、保育の担い手となる保育人材を確保することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 私立保育所等 中津市内の私立認可保育所、私立認定こども園、私立の家庭的保育事業及び認可外保育施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2の規定により届出をした施設に限る。）をいう。
- (2) 保育士等の資格 保育士資格又は幼稚園教諭資格をいう。
- (3) 保育士等 保育士等の資格を有し、私立保育所等に正規職員として就職した者をいう。
- (4) 正規職員 期間の定めのない労働契約を締結し、就業規則に定める時間で常時勤務する保育士等をいう。

### (応援金の交付)

第3条 市長は、第5条に定める要件（以下「交付対象要件」という。）を満たす保育士等に対し、予算の範囲内で保育士・幼稚園教諭就職等応援金（以下「応援金」という。）を交付する。

2 応援金の交付を受けた保育士等は、当該応援金を私立保育所等に正規職員として新たに就職し、又は就労を継続したことに要する経費その他当該保育士等の生活費に充てるものとする。

### (応援金の種類及び額)

第4条 応援金の種類及び額は、次の各号に掲げる種類に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 就職応援金 保育士等1人につき、1回限り100,000円
- (2) 就労継続応援金 保育士等1人につき、1回限り200,000円

### (交付対象要件)

第5条 この応援金の交付対象となる保育士等は、次の各号に掲げる応援金の種類に応じ、当該各号に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 就職応援金 正規職員として私立保育所等に就職し、その日から1年を経過しておらず、2年以上継続して勤務する見込みであること。

(2) 就労継続応援金 正規職員として私立保育所等に就職し、その日の属する年度の翌年度以降も継続して私立保育所等で就労し、就労期間が通算して3年を超え4年以下であり、かつ、中津市保育士・幼稚園教諭奨学金返還支援事業費補助金交付要綱（平成29年中津市告示第78号）第6条に規定する補助対象者の認定及び中津市おかえりなさい奨学金返還支援事業費補助金交付要綱（令和7年中地広歴第4号）第7条に規定する補助対象者の認定を受けていないこと。

2 保育士等が離職後、3月以内に私立保育所等に正規職員として再就職したときは、就労を継続したものとみなして、前項第2号の規定を適用する。ただし、離職していた期間は、同号の規定による就労を継続していた期間には含まない。

3 指定保育士養成施設を卒業していること。ただし、市長が認めた場合は、この限りではない。

(応援金の交付申請及び実績報告)

第6条 応援金の交付を受けようとする保育士等（以下「交付申請者」という。）は、中津市保育士・幼稚園教諭 就職・就労継続応援金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、交付対象要件を満たすこととなった日の属する年度内に市長に申請及び実績報告しなければならない。

- (1) 在職証明書（様式第2号）
- (2) 指定保育士養成施設等の卒業を証するものの写し
- (3) 保育士資格証または幼稚園教諭資格証の写し
- (4) 市税等納付状況申告書及び市税等納付状況確認承諾書
- (5) その他市長が必要と認める書類

(応援金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請及び実績報告を審査し、当該交付を適当と決定したときは、中津市保育士・幼稚園教諭 就職・就労継続応援金交付決定通知書（様式第3号）により交付申請者に通知するものとする。

(応援金の交付請求及び支払)

第8条 前条の通知を受けた者（以下、「交付決定者」という。）は、中津市保育士・幼稚園教諭 就職・就労継続応援金交付請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による応援金の請求があったときは、速やかに応援金を支払うものとする。

(交付決定の取消し等)

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付の決定を取り消し、若しくは変更し、又は既に交付した応援金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽又は不正な申請をしたとき。
- (2) その他この要綱の規定に違反したとき。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか応援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（令和4年中保運暦第10号）

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和4年度に限り、この要綱による改正後の中津市保育士・幼稚園教諭就職応

援金交付要綱の規定は、令和3年度中に私立保育所等に新たに就職した者についても適用する。

附 則（令和5年中保運暦第5号）

（施行期日）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年中保運暦第18号）

（施行期日）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

ただし、この要綱による改正後の附則第2項の規定は、令和6年3月31日から施行する。

附 則（令和7年中保運暦第7号）

（施行期日）

この要綱は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適応する。

附 則（令和8年中保運暦第17号）

（施行期日）

この要綱は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適応する。

附 則（令和8年中保運暦第2号）

（施行期日）

この要綱は、公布の日から施行し、令和8年5月1日から適応する。